

第1章 災害発生から実施まで

第1節 災害復旧事業

1 関係法令等

災害復旧事業の関係法令は次のとおりである。なお、「」内は略記である。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 「法」
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令 「令」
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則 「規則」
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱 「要綱」
- ・公共土木施設災害復旧事業査定方針 「方針」
- ・災害査定官申合事項 「申合」
- ・災害査定事務処理要領（昭和55年2月22日付54河第468号） 「要領」

また、災害復旧事業は本編の他、以下の基準類等にもとづき事務を進めること。なお、災害手帳、長野県災害復旧実務講習会資料、災害復旧実務講義集については毎年度記載内容が更新されるため、最新版を使用すること。

- ・災害関係法令例規集 平成29年版（全国防災協会）
- ・災害手帳（全日本建設技術協会）
- ・技術者のための災害復旧問答集 平成25年版（全日本建設技術協会）
- ・長野県災害復旧実務講習会資料（長野県河川課）
- ・災害復旧実務講義集（全国防災協会）

2 採択要件

- 1 異常な天然現象により生じた災害であること。
- 2 負担法上の公共土木施設で現に維持管理されていること。
- 3 地方公共団体又はその機関が施行するもの。

3 採択基準

表1-1のとおりである。

4 事務手続

表1-2のとおりである。

第2節 災害の調査・報告

1 調査・被害状況等の資料の確保

- (1) 災害発生と同時に、速やかに全般の被害状況を把握しなければならない。
- (2) どんな原因によって災害が起ったか、災害の原因を把握しなければならない。
- (3) 河川災害にあっては、被害を受けても出水の状況によって、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」と言う）の対象とならない場合があるので、被災箇所を含めて、その河川の主な位置で、洪水の出水状況、痕跡等を確認し、写真資料として、整備しなければならない。道路災害にあっては、被災直後の状況が把握できる写真資料を整備すること。
- (4) 調査にあたっては、法第6条に規定する適用除外に十分留意し、査定が円滑にはこぶようによること。

適用除外（被災しても災害復旧事業の対象とならないもの）の主なものは次のとおりである。

- ア 1箇所の工事の費用が県工事に係るものにあっては120万円、市町村に係るものにあっては60万円に満たないもの。なお、工事の費用とは、決定額から応急仮工事費及び事業損失防止施設費・投棄料を差引いた額を言う。（法6条1項）
- イ 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。（法6条2項）
- ウ 維持工事とみるべきもの。（法6条3項）
- エ あきらかに設計の不備又は、工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの。（法6条4項）
- オ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。（法6条5項）
- カ 河川の埋そくに係るもの。（ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。）（法6条6項）
- キ 天然の河岸の決壊に係るもの。（ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。）（法6条7項）
- ク 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。（法6条8項）
- ケ 直高1メートル未満の小堤、幅員2メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。（法6条9項）

- (2) その他の適用除外は次のとおりである。

- ア 応急仮工事の再度被災
- イ 道路の附属物（主務大臣の指定する道路の附属物以外）のみの被災
- ウ トンネルの照明灯のみの被災
- エ 法面処理工のみの被災
- オ 凍上災における歩道のみに係る被災
- カ 水位等観測施設のみの被災

表1-1 災害復旧関係事業の採択基準

事業別区分	災害復旧事業	災害関連事業 (関連)	災害復旧助成事業 (助成)
根拠法令規定	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設災害復旧事業査定方針第19	公共土木施設災害復旧事業査定方針第18
対策工種	河川（普通河川以上）、海岸、砂防、急傾斜地、道路、橋梁、地すべり、下水道、公園等	河川（普通河川以上）、海岸、砂防、急傾斜地、道路、橋梁、地すべり	河川（1級河川（指定区間）及び2級河川） 海岸（都道府県、政令指定市管理）
採択基準	<p>1. 概要 異常な天然現象（負担法第2条）に起因する公共土木施設（施行令第1条）の災害復旧事業</p> <p>2. 「異常な天然現象」 暴風、洪水、高潮、地震、津波、豪雨、雪崩、突風、地すべり、融雪出水、波浪（うねりを含む）、落雷、降雪、低温、干ばつ等</p> <p>3. 一定災（要綱第3・（二）・ト） 1) 被害が広範囲でかつ激甚 2) 完全欠壊区間が一定計画区間の8割程度以上であること</p> <p>4. 越水させない原形復旧（要綱第3・（二）・ホ） 1) 越水により被災した河川 2) 他の改修計画がないこと 3) 上下流の改修済みの高さまでの復旧</p>	<p>1. 概要 災害復旧事業として採択された箇所又これを含めた一連の施設の再度災害の防止を図るため、一連の効果を発揮するため局部的に又は一定計画のもとに改良費を加え復旧する事業</p> <p>2. 一般基準 1) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のもので、1カ所の災害関連工事費が下記の額以上のもの 2) 原則として他の改良計画のないもの 3) 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの 3. ミニ関 関連工事費が1億8,000万円以下のもの 4. 地域関連 以下の2以上の箇所で、一体とみなして施行することによって得られる効果が大であるものについては、これらを1箇所とみなして総工事費に占める災害関連工事費の割合を算定できる 1) 接近する同一工種で管理者が異なる箇所 2) 接近する河川、砂防、道路又は橋梁の箇所</p>	<p>1. 概要 河川、海岸の災害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため災害復旧工事のみでは充分な効果が期待出来ない場合に改良費を加えて一定計画のもとに施行する改良事業</p> <p>2. 一般基準 1) 被害激甚であって災害復旧工事のみでは充分な効果を期待できないもの 2) 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって6億円を超えるもの 3) 原則として他の改良計画がないもの 4) 助成事業費によって得られる効果が大であるもの 5) 上下流（前後）に悪影響を与えないもの</p>
限度額	県工事120万円以上、市町村工事60万円以上	県工事2,400万円以上、市町村工事1,800万円以上	6億円超
補助率	一般率2／3	1／2	1／2
復旧進度	災害発生年を含め、3カ年度以内	災害発生年を含め、3カ年度以内	一般：災害発生年を含め、4カ年度以内 大規模：災害発生年を含め、5カ年度以内
地方債起債充当率	現年災 100% 過年災 90%	90%	90%

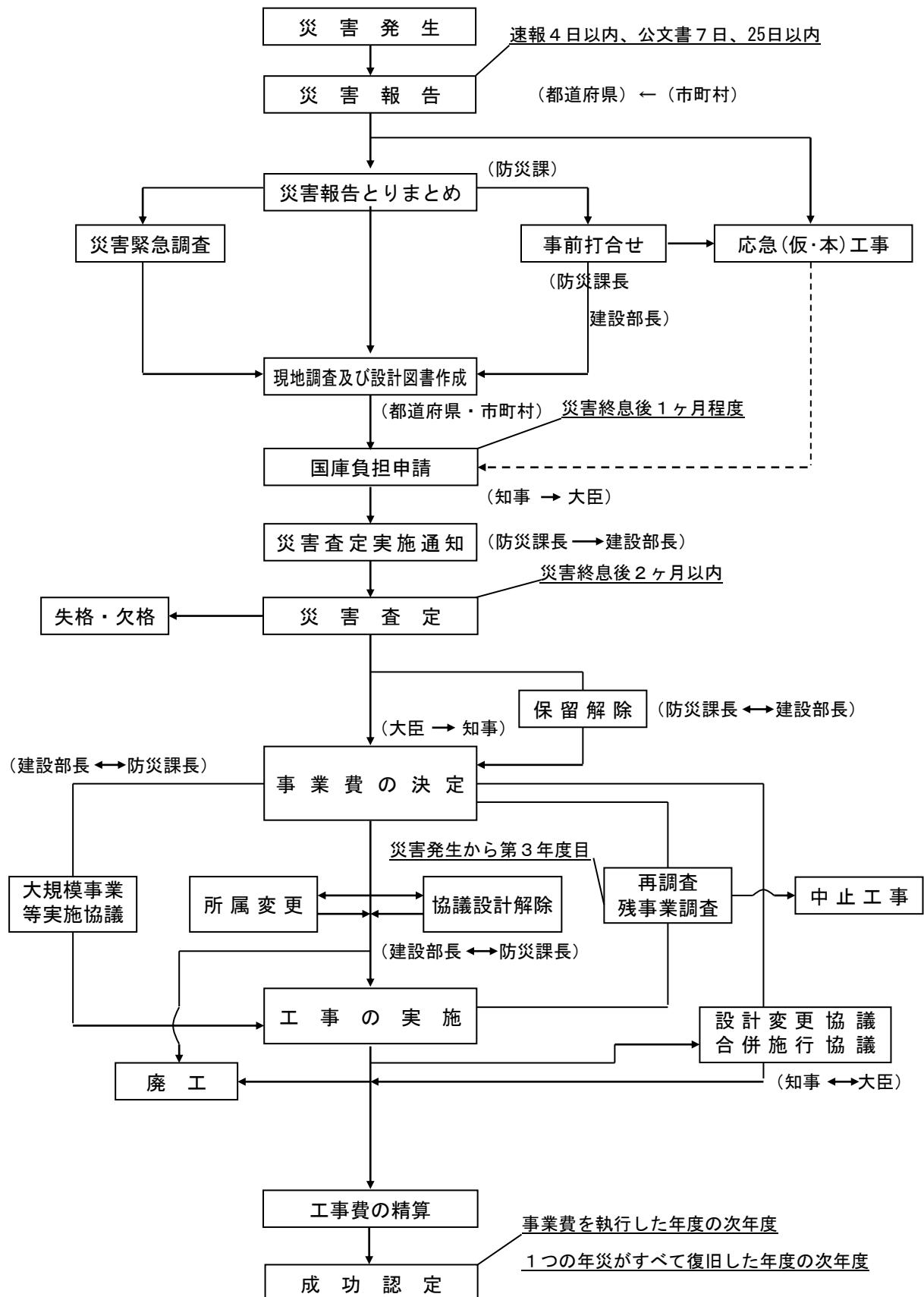
事業別区分	河川等災害関連 特別対策事業 (災特)	特定小川災害関連 環境再生事業 (小川関連)
根拠法令規定	河川等災害関連特別対策事業実施要領 (S 59. 4. 12建設省河防発第50号)	特定小川災害関連環境再生事業実施要領 (H2. 6. 7 建設省河防発第71号)
対策工種	河川（普通河川以上）、砂防	河川（普通河川以上）
採択基準	<p>1. 概要 助成事業又は関連事業の決定のあった箇所に関連して、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物又は橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物が改良復旧効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業</p> <p>2. 一般基準</p> <p>1) 原則として他の改良計画がないもので、かつ効果が大であるもの</p> <p>2) 関連する助成事業又は関連事業が同年度に採択されたもので、改良復旧事業箇所との距離は概ね200メートル以内</p> <p>3) 工事費は原則として災害復旧事業の工事費を超えないものとする</p>	<p>1. 概要 河川の災害復旧事業にあわせて、再度災害を防止し小規模な河川の機能を保全するために、被災箇所とこれに接続する未被災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧する事業</p> <p>2. 一般基準</p> <p>1) 災害復旧事業が採択された河川のうち、以下の地域における小規模な河川において実施されるもの</p> <p>(1)市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域</p> <p>(2)自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域</p> <p>(3)被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域</p> <p>2) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むもの</p> <p>3) 災害関連工事費の占める割合が5割以下のもの</p> <p>4) 関連する災害復旧事業と同年度に採択するもの</p>
限度額	県工事 概ね1,600万円以上～1億円未満 市町村工事 概ね1,200万円以上～1億円未満	関連する災害復旧工事費以内
補助率	4／10	1／2
復旧進度	災害発生年を含め、3ヵ年度以内	災害発生年を含めて3ヵ年度以内
地方債起債充当率	90%	現年災70%（市町村75%） 過年災70%（市町村75%）

※河川等災害特定関連事業（特関）の制度は現存するが、平成23年8月より原因物のは正・除去を災害関連事業（関連）において実施できるようになったことから、現在は運用されていない（平成23年8月5日付「原因物のは正・除去を取り込んだ改良復旧事業の留意事項について」（国土交通省））

表1-2 被災より工事完了までの取扱及び手順順序の図解

○防災課：国土交通省水管理・国土保全局防災課

○建設部：長野県建設部



2 災害報告

(1) 概況の報告（令5条）

災害が発生したら、速やかに管内の概要をまとめ次の事項を災害係に電話及び被害報告受理表で報告しなければならない。

ア 災害発生の主な市町村字名

イ 主な位置の降雨状況（24時間最大、1時間最大、降り始めからの連続雨量）及び水位（警戒水位、現在水位）特に警戒水位を定めてある河川においては被災を受けても警戒水位以上の出水がないと災害対象とならないので、災害報告前に十分なチェックを要する（河川災害の採択は水位のみであり、降雨量ではないので混同しないこと）。

ウ 全体の概数、概算被害額（工種別に）

エ 主な災害の路・河川名並びに橋梁名と被害の概要（代表的なもののみ）

オ 交通止状況及びう回路の有無、復旧見込

カ 一般被害（特に人的被害があった場合は、その原因、場所）、建物等被害の有無、河川等氾濫による農耕地被害の有無

キ 水防活動及び応急対策の実施状況、その他必要事項

(2) 中間報告

被害の状況を把握した都度、次の事項を災害係に電話及び被害報告表で報告しなければならない。

ア ○○日○○時現在の調査進度○○%

イ 県・市町村工事別、工種別、箇所数、被害額

（重大な災害を除き箇所別毎の詳細な連絡必要なし）

ウ 降雨、出水位の状況、及びその他必要な事項

連絡は1日1回以上又は状況の変化した都度おこなうものとする。

(3) 公文書による報告

災害終息後7日以内に所定の様式により調書を提出しなければならない（120万未満の県単災害報告もこの項に準ずる。）。

(4) 被害の訂正報告

調査に脱落したもの、報告額が過少あるいは過大となっているもの、その後の状況が変化した箇所等、報告額の追加、訂正を必要とする場合は、被害終息後25日以内に所定の様式により訂正の調書を提出しなければならない。

被害報告額の決定にあたっては、復旧工法を十分検討のうえ算出すること。

(5) 土石流及び地すべり災害等が発生した場合は砂防課の定める様式により別途報告しなければならない。

第3節 異常気象状況資料

1 各所で準備するもの

昭和43年4月付11日付河防発第36号「気象状況調書の標準様式について」(建設省)により当該異常気象の気象状況調書及び等雨量線図(管内図使用)を作成すること。なお警戒水位の定めのない河川で災害が発生した場合は、出水状況の説明できる代表的な写真を管内図に貼付し位置を記入しておくこと。

(査定時点の各所概況説明はこれらの図面にておこなうこと。)

2 査定準備のため建設部長に提出する資料

表－1・3

気象資料作成要領表（降雨災害の場合）

◎：事務所提出

★：河川課対応

	項目		備考
気象状況調書	1 気象概要		
	(1) 気象概況	★	・県内全般の気象概況を記入
	(2) 天気図、台風経路図	★	・災害発生当日およびその前後を含む3日間の天気図を添付
	(3) 等雨量線図	★ ◎	・(県) 災害箇所を網羅できる代表点を記入 (S = 1/200,000) ・(事) 各事務所間の調整をした管内図 (S = 1/50,000, 管内図) 最大24時間雨量………赤線 最大時間雨量 …………青線
	(4) 各地の降雨表	◎★	・等雨量線図に記入した箇所のデータを記入
	2 降雨量調書		
	(1) 降雨概況	★	・県内全般の降雨概況を記入
	(2) 日降雨量表	◎	・各事務所提出資料全てを添付 ・各観測所の最大値にはアンダーライン記入
	(3) 時間降雨量表	◎	・日降雨量表の箇所と対応させる ・各事務所提出資料全てを添付 ・各観測所の最大値にはアンダーライン記入
	3 出水状況調書		
	(1) 出水概況	★	・県内全般の出水概況を記入
	(2) 最高水位、毎時間水位表	◎	・各観測所の最大値にはアンダーライン記入
	(3) 水位時間曲線図	◎	・警戒水位線、最高水位を記入
災害原因特別調書	1 災害原因別調書	◎	・各事務所ごとに作成 ・代表観測所を記載し、他の降雨表と対応させる
	2 雨量データ	◎	・必要に応じて原本証明する ・24H、時間雨量をデータに引出線にて表示
	3 水位データ	◎	・必要に応じて原本証明する ・警戒水位、最高水位をデータに引出線で表示

(注1) 河川災の採択条件は警戒水位（警戒水位の定めのない場合河岸高さ5割り程度）以上の出水である。

警戒水位を設定してある河川（長野県水防計画による）は特に注意すること。

(注2) 調書はA4版とする。（雨量、水位データを含む。等雨量線図は除く）

気象資料作成要領表 (地すべりの場合)

◎：事務所提出

★：河川課対応

	項目		備考
気象状況調書 4部提出	1 地形	◎	・地すべり発生地周辺の地形概要
	2 地質	◎	・地すべり発生地周辺の地質概要
	3 発生経過	◎	・地すべりの兆候、亀裂、滑落等の状況について日を追って記入
	4 地すべり規模	◎	・大きさ、形状等について記入
	5 発生機構	(1) (素因)	◎
		(2) (誘因)	◎
	6 位置図	★	・S = 1 / 200,000の全県図に位置をとす
	7 位置図	◎	・S = 1 / 50,000程度の管内図、市町村図を使用
	8 平面図	◎	・S = 1 / 500程度の図面使用 ・ボーリング孔、伸縮計等の調査、観測位置を記入
	9 伸縮計等の観測グラフ	◎	・移動量、降雨量を記入する ・地すべりの発生日、その後の状況変化等の記事を記入する
	10 降雨状況表	◎	・伸縮計等の観測グラフのバックデータを添付
	11 移動量等の観測データ	◎	・伸縮計等の観測グラフのバックデータを添付
	12 その他説明資料	◎	
災害原因特別調書 4部提出	1 災害原因別調書 及び災害原因調査票	◎	・降雨欄に被災日前後の降雨量を記入
	2 雨量データ	◎	・必要に応じて原本証明する ・24H、時間雨量をデータに引出線にて表示

(注1) 地すべり自体が「異常な天然現象」である。よって、雨量等に関係なく地すべり現象を証明できれば、採択要件に合致する。

(注2) 調書はA4版とする。(各種データを含む)。

気象資料作成要領表 (融雪の場合)

◎：事務所提出

★：河川課対応

	項目		備考
気象状況調査書 4部提出着色のこと	1 気象概要		
	(1) 気象概況	★	・県内全般の気象概況を記入
	(2) 天気図	★	・降雨災害と同じ
	(3) 等雨量線図	★ ◎	・(県)災害箇所を網羅できる代表点を記入 (S=1/200,000) ・(事)各事務所間の調整をした管内図 (S=1/50,000, 管内図) 最大24時間雨量……赤線
	(4) 各地の降雨表	★	・等雨量線図に記入した箇所のデータを記入 ・最大24時間雨量は積雪深の観測時間と合わせる
	2 降雨量調書		
	(1) 降雨概況	★	・県内全般の降雨概況を記入
	(2) 日降雨量表	◎	・降雨量のみを記入(換算雨量は記入不要)
	(3) 時間降雨量表	◎	・日降雨量表の箇所と対応させる ・各観測所の最大値にはアンダーライン記入 ・最大24時間雨量は積雪深の観測時間と合わせる (例) 積雪深の観測時間毎日9時の場合 最大24時間雨量は9時～9時とする
	(4) 融雪気象図	◎	・着色等工夫し見やすくする
災害原因特別調書 4部提出	3 出水状況調書		
	(1) 出水概況	★	・降雨災害の場合と同じ
	(2) 最高水位、毎時間水位表	◎	〃
	(3) 水位時間曲線表	◎	〃
	4 その他	◎	観測所位置図、雪密度測定結果等

- (注1) 融雪災害は、融雪と雨量の合計値によるため、基本的には最大24時間雨量が80mm以上の降雨が採択要件となる。
- (注2) 積雪の密度は融雪期において、通常0.4g/cm³であるが、バックデータとして現地での密度を確認する。
- (注3) 調書はA4版とする。(各種のデータを含む)

(1) 記載要領及び留意事項

ア 降雨及び水位表について

(ア) 番号欄：各所毎に通し番号とする。

(イ) 等雨量線図に利用した観測所の資料は全部記載すること。

他の管内の資料を必要とする場合は、事務所間相互に連絡を図り数値に違いのないようにすること。

(ウ) 既応実績欄はできるだけ調査して記入すること。

(エ) 時間降雨量表、災害原因別調書及び気象観測資料の日、時は必ず整合をとること。

イ 等雨量線図について

(ア) 図面には、雨量を観測した観測所の「番号」「降雨量」を記入すること。

(イ) 他の管内の資料を使用する場合は、事務所間で相互に連絡を図り、線引きの調整をおこなうこと。

(ウ) 観測所間の雨量按分は適切に行うこと。

(エ) 県内全体の調整は本庁でおこなう。各所よりの提出図に修正が必要な場合は修正図面を返戻するので、被災箇所の確認(特に道路災害に注意して対象区域内からはずれないようにする。)をおこない、整備しておくこと。

第4節 申請工法の考え方

1 原形復旧の原則

災害復旧事業の原則は被災した施設を原形に復旧することにあるが、災害の状況によっては、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合があり、このような場合には、これに代わるものを探すことなどを災害復旧事業とみなす。

つまり、災害は原形に復旧するのが原則であるが、この原則にとらわれすぎて再度災害をこうむることのないようにしなければならない。

2 災害原因の究明

復旧工事の計画に当って、まずどんな原因によって災害が発生したか、再度災害防止の観点より被災原因の究明に努め、これを排除するものでなければならない。

①被災状況、②被災原因、③対策工法を明確にする。

3 災害復旧の種類

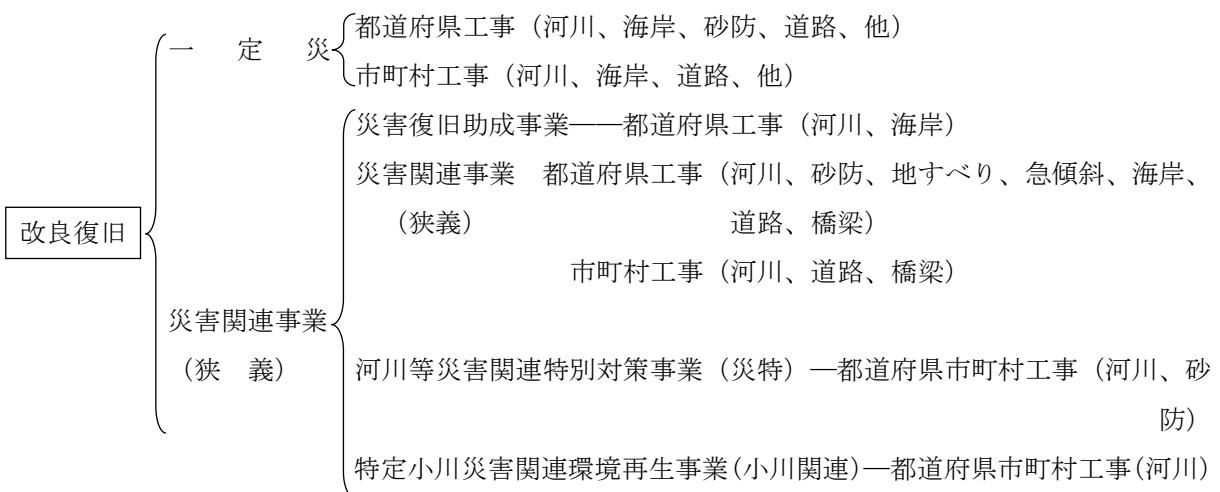
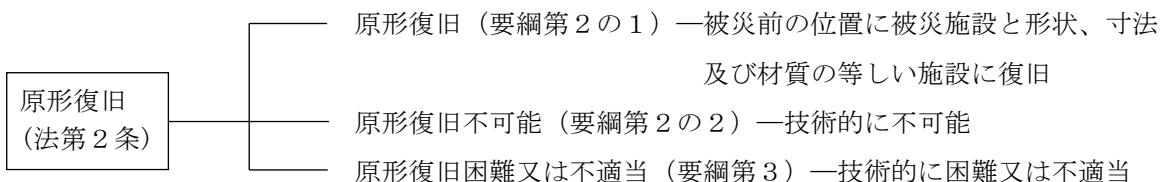
災害復旧事業には次の種類があるので、被害箇所がどの項に該当するか現地の状況を十分把握して、適切な復旧を図らなければならない。

原形復旧

原形復旧（要綱第2の1）—被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧

原形復旧不可能（要綱第2の2）—技術的に不可能

原形復旧困難又は不適当（要綱第3）—技術的に困難又は不適当



前記のうち、原形復旧及び改良復旧のうちの一定災については負担法体系に基づき全額災害復旧事業費で行なうが、災害関連事業（広義）は負担法からきりはなされた予算補助制度である。

4 経済的な工法の樹立

被災原因の究明に努め現地に適合した施工のし易い工法とすること。また、比較設計を行い、地域、環境条件等により異なるが、一般的により経済的な工法を選定すること。

災害復旧事業は、経済効果と投資額の関係ばかりでなく、民生の安定及び公共の福祉を考えなければならない。このため災害箇所とこれを取りまく総合的な状況を検討し妥当な投資となる工法とすること。工事用材料は現地附近で採取できるものは、購入材料と経済比較（運搬工の仮設等も検討）をおこない使用できるよう努めること。

5 現地に適合した工法

災害復旧事業は広範囲にわたるため、多岐、多様の現地特性がある。これらの特性が検討されずに画一的な工法を採用している場合が多い。特に河川にあっては常に河川全体の一貫した計画を念頭に入れて、現地の特異性等を配慮した「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき環境面に配慮した復旧工法を樹立すべきである。

なお、平成26年3月に「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の改定が行われた。改定の概要は以

下の様になる。コンクリート系の護岸を用いる際は、単に「環境保全型ブロック」を用いることが、河川環境の保全・復元に配慮したことにはならず、法面部、水際部、天端・法肩部等の河川景観及び自然環境に留意して、適切な工法を検討するものとする。

- ①災害復旧においても、水際部への配慮を徹底
- ②河畔樹木や淵等の重要な環境要素がある場合には、保全を原則
- ③コンクリート系の護岸を用いる際の景観への配慮を徹底
- ④環境上重要な区間や箇所については特別の配慮

第5節 応急工事

1 応急工事の範囲

応急工事は原則として管理者の負担で施行すべきものであるが、特別の事情があると認められた場合、国庫負担の対象となる。したがって施工にあたっては次の事項に留意すること。

- (1) 道路災害（応急仮工事）の範囲
 - 1) 一般国道、主要地方道、県道もしくは市町村で交通上特に重要と認められる道路が被災して交通に著しい支障をおよぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ適当な迂回路がないため、緊急に施行しなければならない仮道工事、仮桟道工事、又は仮橋工事
　　交通上特に重要と認められる道路、適当な迂回路等とは、
 - (ア) 自動車の交通量が1日100台以上であること。
 - (イ) 定期バス路線又は定期貨物自動車路線に係るもの。
 - (ウ) 官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通じているもの。
 - (エ) 適当な迂回路がない場合の迂回距離は原則として2km程度を基準としている。
 - 2) 被災した道路又は橋梁が唯一の交通路であって、民生安定上食糧、物資又は復旧資材の運搬等のため緊急に施行しなければならない仮道工事、仮桟道工事又は仮橋工事
- (2) 河川災害（応急仮工事）の範囲
 - 1) 河川、もしくはこれと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道（又は公園）が被災して、通常の状態における流水が浸入し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に大きな被害を与えていたため又はそのおそれがあついたため、緊急に施行しなければならない仮締切工事
　　※「通常の状態」とは警戒水位、警戒水位の定めのない河川にあっては河岸高の5割程度の水位
 - 2) 河川、もしくはこれと効用を兼ねる道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道（又は公園）が被災して、次期出水等で被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に大きな被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事
 - 3) 応急仮工事の工法は、毎年1回程度の出水等により直ちに被災するおそれがなく、かつ、できる限り復旧工事の1部として利用できる工法とする。

(3) 下水道災害（応急仮工事）の範囲

下水道が被災して、下水道の排除又は処理に重大な支障を与えていたため、緊急に施行しなければならない仮排水施設工事又は仮処理施設工事

(4) 応急仮工事は、応急仮工事費を除く復旧工事費が、県工事120万円、市町村工事60万円に満たないものについては採択しないものとする。

(5) 応急仮工事で施行した仮道、仮橋、仮縫切工等が被災し、又当該工事の施行中に手戻りを生じた場合には、当該被災部分又は手戻り部分に係る新たな工事に要する費用は、原則として応急工事費としないがやむを得ない理由の場合は採択することが出来るので協議のこと。

2 応急工事の取り扱いについて

(1) 応急仮工事は、しゅん功、未しゅん功にかかわらず、すべて未着手工事として取り扱い、同意単価で積算すること。

(2) 応急仮工事については「内仮工事費〇〇〇千円」として内書すること。

(3) 応急仮工事で施行するもののうち、本工事に転用することができる材料等がある場合は、転用の費用（除却及び小運搬等）を本工事に計上すること。

(4) 応急工事（復旧工事の全てを契約済みとする応急本工事については、実施設計書で申請できるため除く）は、竣工、未竣工にかかわらず、すべて未着手として取扱い、査定設計は、応急工事の材料を考慮せず、本工事に必要な全量の材料等を計上する。

(5) 自衛隊により施行した箇所は材料費のみ申請すること。

(6) 水防でおこなったものについては対象としない。

(7) 仮工事施工箇所については、契約書の（写）を申請設計書に添付しておくこと。

3 応急工事の留意事項

(1) 査定前に緊急に施行する必要のある箇所の工法決定は、技術的又は経済的にも疑義の生じない妥当なものとなるよう慎重におこなうこと。将来問題があると思われる箇所は、事前に協議をおこなうこと。

(2) 道路上の崩土の堆積に係る除去のみの災害復旧は、要綱第17条の4に災害復旧対象の範囲（幅員5.0m以上の一般国道、主要地方道は交通可能な幅員が6割以上、その他の道路は交通可能な幅員が3.0m以上ある場合は土量の如何を問わず、維持工事とみなされるため災害の対象とならない。県単災害も同じ扱いとなる。）が規定されているので事前着工をする場合は、予算の処理に十分注意すること。

(3) 事前着工をする場合は、被害の状況（形状、寸法、数量等）を後日完全に確認できる写真資料を整備した後でなければ着工してはならない。

特に起終点については写真でその位置が十分確認できるように撮影すること。

第6節 事前打合せ

1 事前打合せの対象事業

対象となる箇所について、査定前に国土交通省水管理・国土保全局防災課又は関東地方整備局防災課と工法等について事前打合せを実施し、査定の迅速な処理及び査定において手戻り等が生じないようということで、災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の施行を図るために行う。対象箇所は次のとおりである。

- (1) 一定災として申請する箇所
- (2) 査定前に緊急に施行する必要のある箇所
- (3) 次に掲げる施設に係るもの
 - (イ) 地すべり防止施設
 - (ロ) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (ハ) 下水道
- (4) 工事（他の事業によるものを含む）竣工後1年に満たないもの（未満災）
- (5) 降雨又は地すべりに起因して発生した被災施設で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3・ニ・ホの越水させない原形復旧を適用するもの。
- (7) 橋梁災（補強的な工事（例えば根継工、洗掘防止のための根固工、コンクリート間詰め工、クラック補修等のみの場合）は除く）
- (8) ダムに係る災害
- (9) 流木の堆積に係る災害
- (10) 特殊な灾害や特殊な構造物
- (11) 方針第15の2・1（保留）に該当する箇所

事前打合せはあくまでも査定前の協議であって、負担法の適用対象事業としての採択の可否は、査定によって決定される。事前打合せを行った箇所については、事前打合せの際調査又は試験を必要とする旨の条件を付された場合には、測量及び試験費が協議設計（実施保留）の場合と同様に国庫負担の対象として認められる。したがって、地すべり、橋梁等調査の必要な工事は極力事前打合せを行ない、査定までに必要なボーリング等の調査を完了しておくと、査定の際協議設計（実施保留）とする必要はなく迅速な事業の施行を図ることができる。

2 資料の整備

- (1) 査定前に着工する箇所については、事前打合せの有無にかかわらず、査定時に被害状況を的確に把握することができる写真等の資料を準備しておくこと。
- (2) 地すべり災害が発生した場合には、事後における地表面の移動の量及び方向並びに地下水位等を経時的に観測するための施設を直ちに設けて観測を開始し、事前打合せ時に観測資料を添付する。なお、打合せ後も経時観測を状況に応じて続けること。

(3) 復旧工法を検討するに当り、ボーリング等による地質調査が必要と判断した場合は、緊急な場合を除き、災害の規模、予定される復旧工法に応じて有効な箇所で実施し、その実施結果に基づき事前打合せを行う。又、事前打合せを行い査定までに地質調査等を完了しておけば、協議設計（実施保留）にならず、早期復旧が図れる。

(4) 事前打合せに必要な資料

①	設計書の鏡	<ul style="list-style-type: none">・査定用を使用する・内未成、内転属も忘れず記入・検印欄には必ず押印のこと
②	工事費総括表	<ul style="list-style-type: none">・応急工事費を忘れずに
③	工事費内訳書（設計書）	<ul style="list-style-type: none">・本工事、附帯工事、測試の設計書、用地補償費の内訳
④	位置図	<ul style="list-style-type: none">・管内図、市町村図等を利用
⑤	道路台帳	<ul style="list-style-type: none">・市町村工事の場合必要
⑥	気象資料	<ul style="list-style-type: none">・近傍の観測所の雨量データ等・時間雨量、24時間雨量を引出線にて明示する
⑦	被災写真	<ul style="list-style-type: none">・平面図に添付する・全景写真（近景、遠景）、被災状況のわかるものを多く・地すべりにあっては、滑りの範囲、クラックを朱入れしてわかるように
⑧	平面図	<ul style="list-style-type: none">・地すべりにあっては、滑りの範囲を茶色で明示する・撮影位置を記入し、写真には状況説明を
⑨	地質断面図	<ul style="list-style-type: none">・地質、すべり面、ボーリング位置を記入・コア写真、パイプ歪計、伸縮計及び地下水の観測データを添付する
⑩	対策工法比較検討表	<ul style="list-style-type: none">・3案程度で比較検討・比較は事業費（工事費、用地費等を合わせたもの）とすること
⑪	断面図	
⑫	横断図	<ul style="list-style-type: none">・地すべりにあっては、すべり面を表示すること
⑬	構造図	<ul style="list-style-type: none">・主要構造物（擁壁、杭、アンカー等）の構造図
⑭	地質調査、設計報告書	<ul style="list-style-type: none">・地質調査、工法検討、構造計算書等・地すべりにあっては、移動量、地下水位等の観測データを添付すること

第7節 二重申請防止について

他省庁と関係あるもの、都道府県工事と市町村工事とが関係あるもの、都道府県間又は市町村間で関係があつて二重申請のおそれがあるものについては、それぞれ関係者間で現地立会し、計画図書で綿密な打合せをして二重申請のおそれがないようにしなければならない。

二重申請のおそれのある箇所については、申請に当たって両者間で協議を行い、協議が整ったものについては、その旨の関係部局長の証明書を設計図書に汚添付すること。この場合、図面等で施行範囲を明確にしておくこと。

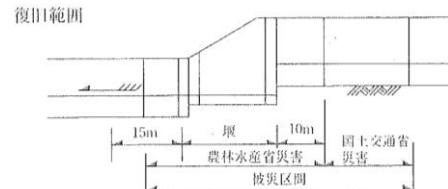
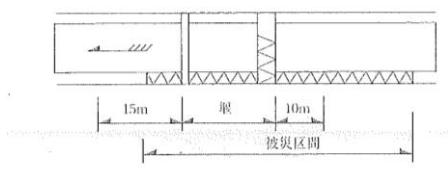
過年度災害の二重申請防止のため、過年災の欠格、失格、廃工箇所についても十分把握し、その理由等を調査して再度申請する場合はその理由を明確にしておかなければならない。

1 農林施設の取扱い

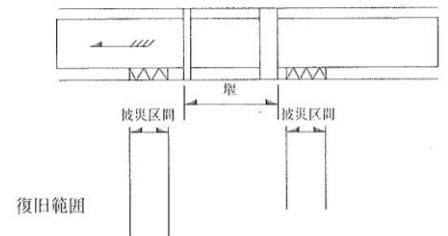
国土交通省、農林水産省に係るものは、昭和30年7月23日付「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」によって取扱うこと。

- (1) 原則として取水施設は公共土木施設災害として申請しない。ただし取水施設位置において河床に変動を認められず、取水施設に被災のない場合で公共土木施設災害が原因で、その構造、位置等に変更の必要が生じた場合は公共土木施設災害で申請すること。
- (2) 現況自然流入であって、流入部に被災がなくても、その部分の河床に変動のある場合は、農林水産省災害で申請すること（効用の復旧）になり、公共土木施設の対象とならない。又現況自然流入であって流入部に被災がなくても、流入後の水路に被害のある場合は取水施設まで農林水産省災害の対象になるので公共土木施設災害の対象としない。
- (3) 用水取入口堰周辺の河川護岸が被災した場合の農林水産省災害との区分
 - ア 取水堰及び堰取付け護岸（占用物件）を含む上下流の護岸が被災した場合、堰管理者の堰を含む護岸の復旧申請範囲は、上流は堰上流端から10m（ただし、取水口が堰上流端から10m以上ある場合は取入口）まで、下流端は水叩き先端から15mまでとし、河川管理者の復旧申請範囲は上記範囲を控除したものとする。
 - イ 取水堰が被災せず、取付け護岸のみが被災した場合で、取付け護岸として占用している場合は、堰管理者が申請する。
 - ウ 取付け護岸を占用していない場合は、河川管理施設として河川管理者が申請する。

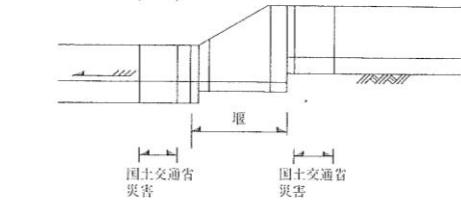
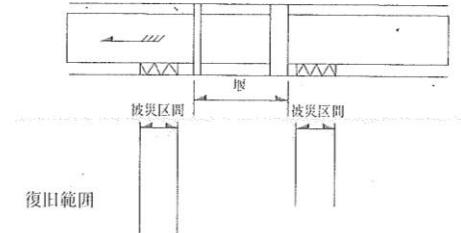
ア) 被災状況



イ) 被災状況



ウ) 被災状況



- (4) 公共土木施設災害で改良費を加えて復旧する場合（関連事業及び助成事業で申請する場合）に計画延長内に農林水産省災害がある場合も、前記と同様な扱いとし（関連事業の災害費の決定及び農林災害は原形復旧が原則）実施において合併施行する。
- (5) 一定災で申請する区間に農林水産省災害がある場合はその効用の程度を判断し公共土木施設災害又は農林水産省災害のいずれの災害に関連づけて申請するのがより適当であるか、双方の施設の管理者が十分協議して決定すること。農林水産省災害で扱う場合は極力河川構造物としての構造を保持させ、河川の一定計画に合せた構造寸法で協議すること。

第8節 査定設計書作成及び申請時の留意事項

査定設計書の図面、写真については、「災害手帳」及び「災害査定添付写真の撮り方」（(社)全日本建設技術協会発行）、「長野県災害復旧実務講習会資料」にもとづき作成するほか、特に以下に掲げる点に留意すること。

ただし、トータルステーションまたはG P S測量により査定用設計図面を作成する場合の全景写真及び横断写真の撮影については、従来の手法に代えて、平成25年9月2日付事務連絡「災害査定添付写真について」（長野県河川課災害係）のとおりとすること。

1 写 真

査定設計書の写真は申請時ばかりでなく、事業費決定後の設計変更や増破による申請（内未成、内転属）及び再調査、成功認定、会計検査等において重要な資料となる。

したがって机上査定、実地査定の区別なく撮影する必要がある。

撮影に当っては次のような事項に配慮すること。

- (1) 被災直後の全景状況写真、背後地の経済効果及び前後の状況が確認できるもの。
- (2) 河川災害にあっては、洪水の出水状況（痕跡等）が確認できるもの。固定物を基準（できるだけ対象物を見つけて）にし、ポール等により表示する。

又、天然河岸を申請する場合には高水敷や背後地での利用状況や近傍でのイベント等の写真にて重要性をアピールすることも必要である。

- (3) 起終点の位置の確認できるもの。（ポール等で表示する。）

延長の確認（スタッフ、ポール、リボンテープ等により表示する。）延長の長い場合は10.0m～20.0m間隔に表示用のポールを立て、背後固定物を利用して継ぎ写真とする。

- (4) 横断形の確認写真は、ポール横断等により形状が確認できる様にする。
 - ア 道路災害にあっては、欠口幅、残存幅員をポール等により表示する。
 - イ 根継工における洗掘状況は、天端から欠口までの法長をポール等により表示する。欠口から奥行きの決壊状態はポールを差し込む等工夫して状況の判断ができるようにする。
 - ウ 崩土はとりのぞく前の写真を必ず撮ること。
- (5) 写真への補足事項の記入について

流水方向、測点、延長等必要な事項を補足する。

2 図 面

図面には寸法等の記入もれのないようにすると共に、次の点に注意すること。

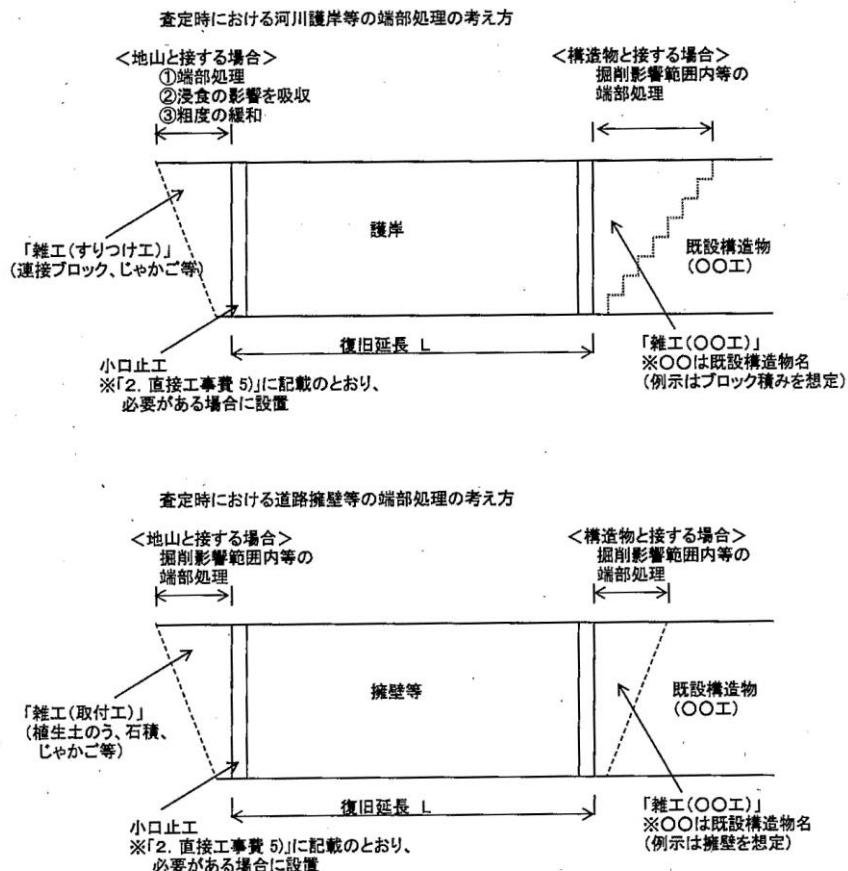
- (1) 平面図は、堤内地や隣接施設の状況、さらに被災の原因等を含めて、できるだけ広範囲にわたって作成し、申請箇所が明確に判るように作成すること。また、全体延長に対して申請延長が部分的に計上されている工種等は、平面図でその位置が判明するように記入すること。
- (2) 平面図及び横断図において、官民界を必ず明示すること。（査定等において、官地の有効利用が議論になることがある。）
- (3) 河川縦断図は、河川構造物の位置・高さ・橋梁の桁下高等を必ず記入すること。また、計画縦断勾配の妥当性等を説明できる程度に、区間外も含めて作図すること。
- (4) 河川横断図では、堤内地盤高が問題となることが多いので、堤内地についても作図することが望ましい。
- (5) 河川災害(道路兼用工作物及び橋梁災害も含む)の場合は、河川縦断図及び横断図に被災水位(D. H. W. L)を必ず記入すること。この場合警戒水位又は河岸高の5割以上を越えているか確認すると共に、写真資料との整合を図ること。
- (6) 仮道、瀬追、仮締切工、応急仮工事、転属、未成工事等は平面図に位置、延長等を図示すること。

3 単価、歩掛について

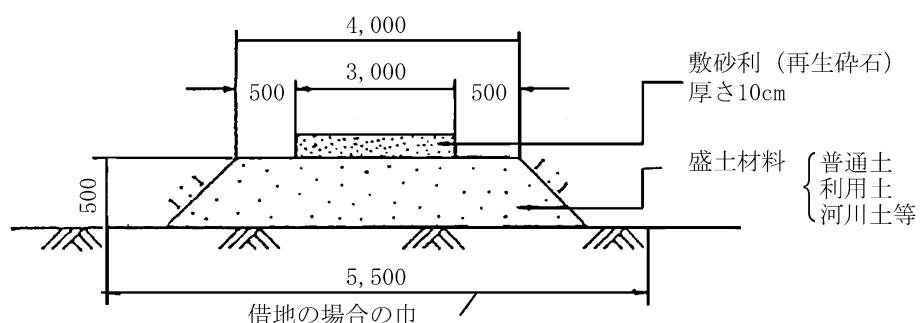
単価、歩掛の運用にあたっては、次の事項に注意のこと。

- (1) 災害査定用の災害積上単価（労務・資材単価）及び歩掛は、実施設計単価と同じ単価、及び実施設計歩掛と同じ歩掛並びに公共機関策定歩掛等を使用すること。積算表示単位、端数処理等は国土交通省「土木工事数量算出要領（案）」の最新版によること（総合単価も同じ）。
- (2) 事業損失防止施設費及び投棄料（コンクリート殻・アスファルト殻等現場発生材の処分費）は査定設計で計上できる。ただし、申請工事費から事業損失防止施設費及び投棄料を除いた額が限度額に満たない場合は「失格」となるので注意のこと。なお、投棄料については、搬出場所が確定していない場合、査定設計では2kmの運搬費用のみが計上できる。
- (3) イメージアップ経費は、査定設計・実施設計とも計上できない。
- (4) 工種は全部を確認すること。（査定設計で計上漏れとなつた工種については、実施設計においても計上できない。）
- (5) 現場発生残土等の運搬距離は、搬出場所が決まっていない場合には、査定設計書では片道2kmとすること。なお、搬出場所が決まっている場合には、必ず経路図と運搬距離を明示した資料を査定設計書に添付すること。
- (6) 官民界を確認し、必要な用地補償費の計上漏れに注意すること。
- (7) 応急工事（仮工事・本工事）及び仮設工等（仮設道路・仮締切工・安全対策工）の計上漏れに注意すること。
- (8) 査定前に復旧工事の全部を契約している箇所は、実施設計書で査定申請を行うものとする。同意単価は、「査定時」を「入札時」と読み替えるものとする。
- (9) 雑工として、「すり付工(河川)」「取付工(道路)」を適切に計上すること。総合単価で査定設計

書を作成する際にも、必要な場合は「雑工」として計上すること。また、道路擁壁や河川護岸等の復旧にあたり、掘削影響範囲にある未被災既設構造物の取り壊し及び復旧を「雑工(○○工)」として計上できるものとする。なお、当該工事は復旧延長に含まないものとする。(例: ブロック積を取り壊し及び復旧する場合は、「雑工(ブロック積)」)



- (10) 仮設道路が必要な場合は必ず仮設工に計上すること。通常仮設道路(運搬路)の幅員、盛土高さ等は図のように積算すること。仮設道路の計上については、最寄りの道路や土地所有者等の現地条件を充分勘案し、実施可能かつ経済的なルートを選定すること。



- (11) 河川(兼用道路含む)工事の場合には締切排水工(土のう積、瀬追、水替等)を検討し、必要な場合は必ず計上すること。
- (12) 大型土のうは、その現場状況(使用期間、転用回数等)に応じた適切な製品規格のものを使用すること。また、大型土のう(袋)の数量は、直高H(設置面～天端) × 延長L / 1個当たり面積

(A=1.08×1.10)から算出するものとし、実設置個数を計上しないこと。ただし、査定前に復旧工事の全てを契約している箇所は実施設計の計上個数で査定申請を行うものとする。

- (13) 査定設計に用いる消波根固ブロックは、災害査定用標準ブロックとする。なお、査定時に実施ブロックが確定している場合は実施ブロックでも可とする。ただし、査定前に復旧工事の全てを契約している箇所は実施設計の計上ブロックで査定申請を行うものとする。
- (14) 水替日数は、査定設計書では直接工事費（仮設工を除いた金額）により、次式によって算出する。ただし、査定前に復旧工事の全てを契約している箇所は実施設計の計上日数で査定申請を行うものとする。

$$\text{直接工事費 (P) が40万円未満} \cdots \quad 8 \text{ (日)}$$

$$\text{直接工事費 (P) が40万円以上} \cdots 25.4 \log P - 32.2 \text{ (日)}$$

- (15) 巨石破碎を同一箇所で、機械掘削、人力掘削双方に計上している場合は含有率及び発生材の使用率について十分検討をすること。なお同一河川の災害及び管内の類似河川については、相互の調整を図り統一をすること。
- (16) 河川、ダム、砂防等の埋そく土にかかる災害の埋そく土の除却量は計算土量の70%を計上すること。
- (17) 法長の小さなブロック積（張）工は、コンクリート構造物と比較検討して低廉な工法を採用すること。
- (18) 法線の変更等で、用地補償費が必要になる場合は、当初の申請に計上すること。現地での申請は原則として認められないので注意すること。
- (19) 砂防災害で申請する場合は砂防設備台帳に砂防施設として登載してあるかどうかを確認すること。又、査定時には砂防設備台帳を準備すること。
- (20) 市町村道の災害復旧には、道路台帳の（写）を添付すること。台帳の幅員と現況（計画）幅員の確認をおこない、整合を図ること。

第9節 保 留

1 保 留

申請に対して、疑義がある場合及び申請金額が著しく大きな場合等においては、採択を保留して帰庁のうえ採否を決定する。これを保留という。（査定方針第15の2）保留となるものは、次の場合である。

- (1) 1箇所の決定見込額が4億円以上となる場合
- (2) 災害復旧事業の採択について、事務上又は技術上、更に検討を加える必要があると考えられる場合
- (3) 他の関係各省庁その他と協議を要する場合
- (4) 手直し工事又は補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係

る工事が完了した場合にあっても被災したであろうと推測される場合。

2 保留解除

保留となった箇所については、後日国土交通省と財務省との協議により採否、金額等の決定がなされるので、査定終了後早急に必要な資料、書類を整備し、保留解除の手続を行うこと。

第10節 実施計画協議

1 実施計画協議

実施計画協議をおこなうものとして次の4通りがある。

(1) 査定方針第15に規定する協議設計（実施保留）とされた事業。なお、下水道の災害復旧事業の手続きについては、平成24年3月14日付事務連絡「協議設計とされた災害復旧事業箇所（下水道）の手続きについて」（国土交通省水管・国土保全局防災課）による。

査定方針第15の内容は下記のとおりである。

- ア 決定工法が他の事業との関連において特に検討する必要がある場合
- イ 地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要がある場合
- ウ 用地補償費が多額の場合
- エ その他特にその設計を協議する必要があると認められる場合

(2) 一定災である事業

(3) 他の事業と合併して施行する事業（ただし、他の事業が単年度で完了するものを除く）

(4) その他必要と判断される事業

実施計画協議の対象事業の実施にあたっては、全体協議を防災課長にすることになっている。

また、実施計画協議の様式については昭和50年4月1日付建設省河防発69号を参照されたい。（災害関係法令例規集）

2 実施計画協議提出書類一覧表

[注意事項]：設計変更（第11節）が伴う場合は、設計変更の手続きで行うこと。（ただし、「大規模事業調書」を添付する。）

○：事務所提出

★：河川課対応

	綴り順	調　書　名	記　入　方　法　等
調書とは別途に2部提出 (表紙は必要なし)	★	位置図	・申請箇所全箇所の位置図（長野県全県図 S = 1 /2000,000 使用）
	★	進達文（市町村工事のみ）	・県工事には必要なし
	○	実施（変更）計画協議書	・県工事：河川課で作成
			・市町村工事：市町村長から防災・海岸課長宛てに調書を作成
	★	審査表	
表紙付とする 2部提出	○	大規模事業調書	・甲及び乙：乙は事業が3ヶ年以上の場合に必要 ・全体計画額：実施単価更正を行い、数量等の違算があれば訂正する ・裏面に縮小図面（平面、標準断面等）及び写真を添付・えんぴつ書きとする
	①	変更対照表	・実施単価更正（応急仮工事、測量試験費、用地費を含む） を行い、数量等の違算があれば訂正する
	②	位置図	・S = 1 /50,000の地形図を利用
	③	写真	・初年度：現況等の判断ができるような被災写真を平面図に添付 ・次年度以降：①被災写真、②前年度までの完成写真、③当年の実施箇所がわかる写真を添付
	④	平面図	・写真の撮影位置を記入し、対照できるようにする ・施行年度の色分け：前々年度「黒」、前年度「黄」、当該年度「赤」 次年度「青」、次々年度「緑」とする ・地すべりの場合は範囲及びクラックを茶色で記入
	⑤	縦断図	・同上
	⑥	地すべり解析図	・同上
	⑦	標準断面図	・同上
	⑧	横断図	・同上
	⑨	一般構造図等	・主要構造物について添付
	⑩	その他必要図面	
	⑪	実施設計書	・設計書には必ず押印を忘れずに ・設計書の鏡の前に「災害復旧工事変更対照表」をつける ・設計書は内訳までとし、単価表、数量は必要ない ・2ヶ年以上のものは①全体設計書、②当該年度分の設計書をつける ・応急仮工事、測量試験費、用地費等を忘れずに添付
	⑫	査定設計書(写)	・初年度のみでよい ・付箋も添付すること
その他必要に応じ、説明資料を添付			

第11節 設計変更

1 設計変更

設計変更とは、「水勢若しくは地形の変動、その他の事由」に伴い設計を変更することで、合併施行もこれに含まれる。もちろん災害復旧事業としては、その範囲を逸脱して改良的になったり、或いは復旧効果が発揮されなくなったりしてはならない。

なお、「水勢若しくは地形の変動、その他の事由」とは、次のように定められている。

- ア 水勢又は地形の変動
- イ 誤測又は違算
- ウ 物価の変動
- エ 増破（増破部分が既に採択の被災部分と効用上一体をなしており、当該被災施設の復旧目的を達成するために必要であると認められる場合。）
- オ その他ア～エに類する事由

設計を変更する場合には、軽微な変更の場合を除き、設計書を添付して、あらかじめ主務大臣に協議の申出をしなければならない。

軽微な変更とは要綱第20条に規定されており、下記のとおりである。

1. 変更による工事費の増減額が決定工事費(大臣の同意を得て設計を変更している場合は当該変更設計額)の3割以内(当該工事費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは、300万円以内)で、かつ、1,000万円以下のもので次の変更又は追加の場合
1) 誤測又は違算の訂正に係る変更
2) 事業実施年度の4月1日の属する年に発生した災害に関して大臣の同意を得た設計労務単価若しくは、設計資材単価の変更又は歩掛の1.2倍に相当する歩掛け内の歩掛けの変更
3) 水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち、工法に変更のないもので次の変更又は追加
(1) 延長の増減が2割以内で、かつ、15m以内の変更
(2) 法長又は断面のみの変更【2.1】に掲げるものを除く】
(3) 仮設工の変更
(4) 交通誘導警備員、列車見張員の変更
(5) すり付け工、取付工、雑工の変更又は追加
4) 次の変更で工事の程度に変化を生じないもの
(1) 杭打工事の杭の形式又は寸法の変更(橋梁、水門、こう門、樋門、樋管、下水道のポンプ施設及び処理施設の基礎杭並びに地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の抑止杭に係るもの除外)
(2) 根固めブロック又は法覆ブロックの形式の変更
(3) 推定された岩盤が存在せず、又は脆弱であるため、岩着工法を基礎コンクリート工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したため、コンクリート基礎工法を岩着工法とする変更
(4) 遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更
2. 工法及び工事の程度に変更の無いもので次の変更又は追加の場合
1) 推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更
2) 土の変化率に係る土量の変更
3) 再測量に基づきその全数量を計上できる埋塞土又は流木等堆積物の変更
4) 搬出場所の確定に伴う現場発生材の運搬費用の変更又は投棄料の追加

2 合併施行

合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要となる。（施行令第7条5）

1 合併施行の条件

- (1) 災害復旧事業の目的を達していること。
- (2) 合併施行により施設の効用が増大すること。

〔注意事項〕

ア 変更対照表を使用し、災害費更正額（決定工法で実施した場合の設計額）を算出する。（2箇所以上合併する場合は各々作成する。）

イ 図面は原則として、査定決定を茶色、変更（実施）は赤色で色分けする。（色分けの分類、共通編災害項参照）

ウ 平面図に写真的撮影位置及び方向、写真対象番号を記入し、写真はできるだけ平面図に添付すること。

エ 合併施行する場合の災害費の範囲。

災害を単独で実施するために要する金額までとなる。（更正額以内）

したがって工事費が増となった場合、その増分は他費となるので十分気をつけること。

オ 合併施行における工事費の精算。

負担法事務取扱要綱第22の4により、特別の条件が附されている場合を除き、工事費、工事雑費の接分精算をすること。

カ 合併施行は設計変更の一形態であり、また、査定工法とは違った工法が採用される場合もあり、施行に当っては必ず主務大臣の同意を得なければならない。

キ 2ヶ年以上にわたる合併施行の場合は、年度別実施計画協議が必要となる。

3 廃 工

廃工とは、災害復旧工事を別途費で施行した場合または、その後の状況の変化あるいは廃川、廃道等の結果その施行の必要がなくなった場合に、当該災害復旧工事を廃止することをいい、広義の設計の変更ということができる。前述の理由等のため、査定決定後、実施（変更）設計額が限度額未満となる場合廃工となる。

廃工の手続は施行者自らの報告で足り、当該工事費は国庫負担金の交付の対象外又は返還の対象となる。

4 設計変更提出書類一覧表

番号	提出資料	提出別		備考
		国提出	県控え	
0	申出書(公文書)	△	△(写し)	市町村工事のみ
1	変更協議予定表	△	△	注1)参照
2	変更協議書(審査票)	○	○	
3	位置図1/50.000(長野県図を右端に添付)	○	○	
4	平面図(A3に収まるよう・カラー着色)	○	○	
5	カット合併調書	△	△	注2)カット合併時のみ
6	合併事業調書	△	△	合併時のみ。注3)
7	変更理由書	△	△	注4)参照
変更(or合併)設計書				
8	設計書の鏡	○	○	
9	国庫補助災害土木工事変更対照表(其の一) ・上段赤書:査定決定額又は前回変更額 ・下段黒書:合併事業全体設計額	○	○	
10	事業費総括表	○	○	
11	様式第四(第九条関係) ・実単更正の数量は、原則単位(四捨五入)更正以外の修正はしないこと。(単位更正のみでの数量(=金額)処理が今後の実施に関する問題とならない場合のみ)なお、変更する場合はその理由と事実関係が机上で判別可能な書類を添付。	○	○	
12	設計書の内訳書総て	×	○	枚数少なく。印刷工夫
13	数量計算書	○	○	
14	処分費(別紙2様式1-3)(処分費を計上する場合のみ必要)	△	△	
15	単価の変更(別紙2様式2)(決定単価の1.2倍を越える場合)	×	×	
16	写真(カラー、変更・合併がわかるよう着色、整理)	△	△	
17	その他、説明に必要な資料 (構造計算書、AB表、査定時から変更に至る時系列や経緯のわかる資料やデータ等)	△	△	注3)参照
18	図面(大判) ・平面、縦断、標準横断、横断、構造図等を査定時「茶色」と変更(or合併)施行「赤色」が対比できるように色分けする	×	×	
19	図面(A3縮小版)	○	○	
査定(決定)設計書の写し				
20	決定時の付箋	○	○	
21	設計書の鏡	○	○	査定日メモしておく
22	工事費総括表	○	○	
23	設計書(内訳書も総て)	×	△	
24	数量計算書	×	△	
25	写真(カラー)	△	△	
26	AB表など他添付資料	△	△	
27	査定図面(大判)	×	△	

○:必須、△:必要に応じて、×:不要

注1)変更協議予定表は「カット合併」or「処分費の増のみ」or「単価の増のみ」の変更の場合は不要。

注2)「カット合併」とは、査定でカットされた部分に単独費を投入し施工する場合の合併。

注3)合併する他事業が2箇年以上の場合、大規模事業調書も作成する。

注4)「処分費の増のみ」or「単価の増のみ」の変更の場合は不要。

注5)合併の場合、他費が単独費以外であれば、協議書を添付する。

注6)合併の場合、他費との負担割合を明確にする。

注7)増破の場合は、気象資料を作成する必要がある。

第12節 再 調 査

災害復旧は完了までに最大で3箇年を要し、設計変更による工事費の増は勿論、物価の変動による工事費の増加も多い。その増加分の殆どが剩余金を使用して対応するが、実際は剩余金がこれに対して十分でない。そのため、毎年度、発生してから3年目の年災について再調査を行い、決定工事費を更正している（更正した額を再調査額という。）。再調査時において竣工している工事及び請負契約済みの工事については、当該精算額又は精算見込額を再調査額とし、未着手箇所については、再調査時の状況に即応した工事費を再調査額とする。なお、未着手箇所の工事費は再調査年に使用する設計単価及び歩掛（総合単価を除く。）により積算する。

再調査時に未着手として申請する箇所は、再調査前に現地調査を十分行い、増破等のある場合は申請もれのないように注意すること。